

**福井県  
新型インフルエンザ対策  
業務継続計画**

**福 井 県**

平成 21 年 9 月 30 日(第 1 版)

# 目 次

## 基本的な考え方

1 計画の目的.....	1
2 計画の前提となる被害状況の想定.....	1
3 基本方針.....	1
4 計画の適用範囲.....	2

## 発生時の継続業務等

1 業務の仕分け.....	2
2 各発生段階における対応.....	3

## 実施体制の確保

1 未発生時における準備.....	3
2 人員確保計画.....	4
3 組織体制の整備.....	5
4 職場における感染防止の徹底.....	6

## 業務継続計画の実施

1 業務継続計画の実施体制.....	7
2 業務継続計画の実施.....	7

## 業務継続計画の維持・管理等

1 教育・訓練.....	8
2 点検・改善.....	8
3 計画の改訂.....	9

(別紙1) 新型インフルエンザ対策業務.....	10
(別紙2) 業務仕分け一覧表.....	11
(別紙3) 新型インフルエンザ発生段階ごとの対応.....	26

## 基本的な考え方

### 1 計画の目的

本計画は、新型インフルエンザが発生した場合、総合的・効果的な対策を迅速に講じるとともに、県民生活の維持等に不可欠な行政サービスについても継続して実施することができるよう、継続すべき重要業務の選定、職員の勤務体制、職員や職場における感染予防・拡大防止対策など、新型インフルエンザ発生時の県の業務継続に必要な事項を定める。

### 2 計画の前提となる被害状況の想定

「福井県新型インフルエンザ対策行動計画」(以下、「行動計画」という。)においては、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するものと想定し、流行が各地域で約8週間続くと仮定した場合、従業員本人や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤するものと想定している。

このことから、前提とする被害状況としては、県内で新型インフルエンザが発生し、県内まん延期において「新型インフルエンザにより最大40%の職員が欠勤した場合」を想定し、業務継続計画を作成する。

本計画は、高い病原性を示す鳥インフルエンザ(H5N1)等のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザとなった場合を想定し、最大40%の職員が欠勤することを前提として作成するが、実施に当たっては、出現した新型インフルエンザの病原性や感染力、被害の状況、事態の進行、国や県の基本的対処方針に応じて、柔軟に対応する。

### 3 基本方針

新型インフルエンザ対策を優先的に実施する。

県民生活の維持等のために必要な最低限の業務(以下「一般継続業務」という。)を継続する。

一般継続業務以外の通常業務を縮小・中断し、人員を新型インフルエンザ対策および一般継続業務に投入する。

感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。

新型インフルエンザ様症状(1)のある職員、患者と濃厚接触した職員に対しては、休暇の取得および外出自粛の徹底を要請する。

継続業務については、職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫して実施する。

業務継続計画を着実に実行するため、職員の教育訓練を実施する。

- (1) 新型インフルエンザ様症状とは、38以上の発熱・咳、くしゃみ等の急性呼吸器症状が想定されるが、新型インフルエンザが発生した場合に厚生労働省が公表する症例定義を参考とする。

#### 4 計画の適用範囲

この計画の適用範囲は、知事部局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局および議会事務局とする。

県立病院、水道事業など業務の重要性等から別途業務継続計画を策定する所属においては、当該計画を優先させる。

## 発生時の継続業務等

### 1 業務の仕分け

下表により、所属ごとに、各業務の内容に応じて仕分けする。

なお、分類した所属別の主な業務は別紙1（新型インフルエンザ対策業務）、別紙2（一般継続業務、縮小業務、中断業務）のとおり。

S：新型インフルエンザ対策業務	
業務の性格	・ 新型インフルエンザ対策のため新たに生じる、または量が増加する業務
発生時（海外発生期）の体制	・ 発生時には、適宜体制を維持、強化する。 ・ B、Cから人員を補充する。

A：一般継続業務	
業務の性格	・ 県民の生活や経済活動等に重大な影響を与えるため、継続しなければならない業務 ・ 危機対策等の非常時には、緊急に対応が必要になる業務
発生時（国内発生早期以降）の体制	・ 発生時には、体制を維持する。 ・ 必要に応じて、B、Cから人員を補充する。

B：縮小業務	
業務の性格	・ 中長期的な業務、期限までに余裕のある業務、閑散期にある業務などで流行期間中であれば縮小が可能な業務 ・ 実施方法や規模の変更等により業務の縮小が可能な業務
発生時（県内および近県発生以降）の体制	・ 職員の被害状況に応じ、順次、業務縮小を開始する。 ・ まん延期には業務を縮小し、S、Aへ人員補充する。

C：中断業務	
業務の性格	・ 新型インフルエンザの県内でのまん延期には、業務を一定期間（2週間程度）中断することが可能な業務
発生時（県内および近県発生以降）の体制	・ 職員の被害状況に応じ、順次、業務縮小を開始する。 ・ まん延期には業務を中断し、S、Aへ人員補充する。

## 2 各発生段階における対応

発生段階		業務継続に関する対応	職員配置
前段階	未発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務マニュアル整備</li> <li>代替職員の指定</li> <li>マスク等の感染防護具の準備</li> </ul>	
第一段階	海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場での感染防止策の準備</li> <li>一般継続業務の実施、それ以外の業務の縮小、中断の準備</li> </ul>	
第二段階	国内発生早期 (県外発生早期)		
	(県内および近県発生早期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般継続業務の実施</li> <li>職員の被害状況に応じ、一般継続業務以外の業務を順次縮小</li> <li>職場での感染防止策の実施</li> </ul>	
第三段階	(県内感染拡大期)		
	(県内まん延期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般継続業務の実施</li> <li>一般継続業務以外の業務を縮小、中断</li> <li>職場での感染防止策の実施</li> </ul>	
	(県内回復期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の被害状況に応じ、一般継続業務以外の業務を順次再開</li> </ul>	
第四段階	小康期	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常体制に復帰</li> <li>第三段階までに実施した対策について評価を行い、第二波に備えた対策を実施</li> </ul>	

## 実施体制の確保

### 1 未発生期における準備

#### (1) 代替職員の指定

- ・担当者の欠勤を想定し、代替職員をあらかじめ定めておく。
- ・専門的で経験が必要な業務については、所属職員のみでの対応が困難になった場合に備え、経験者のリストを作成するなど準備する。

## (2) 業務の代替実施のための準備

- ・ 新型インフルエンザ対策業務、一般継続業務についての業務マニュアルを作成し、職場内の全員が分かる場所に保管しておく。
- ・ 業務マニュアルに基づき業務を実施する際に支障となる要因（書類やデータの保管場所、関係者の連絡先等が担当者本人しか分からないなど）をチェックし、必要な対策を講じておく。
- ・ 一般継続業務の実施に必要な業務を受託している業者に対しては、必要な代替要員や物資の確保方法など業務継続の準備を要請しておく。

## (3) 必要物資の確保

- ・ 業務の継続に必要な物資（マスク、消毒薬等）をリストアップし、計画的に備蓄を進める。

## 2 人員確保計画

### (1) 人員調整の考え方

新型インフルエンザが県内で発生した場合の所属間の人員調整については、発生時期、その時点での県内発生状況、職員の感染状況や欠勤状況に応じて、次の順序により、臨機応変に対応するものとする。

所属間の人員調整は、通常業務の中断・縮小を行っても、業務の性質上、なお人員に不足が生じる場合に行うものとする。

代替要員については、資格・免許が必要な業務もあることから、各所属内で確保することを基本とするが、不足する場合は各部局内で調整して確保するものとする。

なお、部局内の人員配置については、「年度途中の暫定配置の運営基準」（平成15年10月28日付人企第322号総務部長通知）に基づき対応する。

各部局内で対応できないと判断される場合は、下記(2)の手順により他の部局から応援を求めるものとする。

県立病院、県教育委員会等の本計画が適用されない所属との人員調整については、人事企画課が当該各所属と連絡調整を取りながら行う。

### (2) 部局間の人員調整

#### 応援の要請

各部政策推進グループおよび各局は、各部局内で対応できないと判断される場合は、速やかに必要人数、配置先の所属名および業務内容、期間、その他参考事項を把握し、人事企画課に協議を行う。

#### 具体的調整

人事企画課は、各部局の出勤者数等を考慮のうえ、速やかに応援が可能な部局、応援が必要な部局とそれぞれ協議を行い、応援職員の人選を行う。

#### 応援の実施

人事企画課は、応援が必要な部局と応援を行う部局に通知し、応援を行う部局は応援を実施する。

### 3 組織体制の整備

#### (1) 各所属の業務体制

##### 意思決定ラインの確保

- ・ 継続業務に携わる意思決定者（決裁権者）は、感染リスクを極力抑える対策を講じる。
- ・ 当該意思決定者が罹患し、職務執行が困難になった場合の意思決定方法について、各業務を以下のいずれにより意思決定するかを事前に確認しておく。

ア 緊急の処理を要する事案について、出勤していない意思決定者の判断が必要な場合には、電話等により対応する。（福井県文書規程第30条）

イ 事務決裁規程に基づく代決等で対応する。

##### 業務実施体制

- ・ 応援要員の担当業務が職場内の全員に分かるよう、計画発動時の事務分掌表等を作成し、掲示する。
- ・ 職員の代替が困難な業務については、担当者の出勤時間や業務スペースなど、勤務の形態や環境を考慮することによって、極力感染リスクを軽減する措置を講じる。

#### (2) 出勤の取扱い

県の行政機能を維持するためには、新型インフルエンザの感染による欠勤者をできるだけ少なくする必要があることから、庁舎内での感染拡大を防止するため、職員の出勤の取扱いを下表のとおりとする。

職員の状態		出勤等の取扱い	サービスの取扱い
発熱者		出勤前に38以上の高熱、急性呼吸器症状(咳やくしゃみなどインフルエンザ様の症状)がある場合、速やかに発熱相談センターに問い合わせを行い、その指示に従う。 出勤後に同様の症状がみられた場合も同様とする。	
感染者等	感染者	職員本人が、新型インフルエンザに感染した場合、回復した旨の診断が行われるまでの間は、出勤を自粛する。	病気休暇
	感染者の濃厚接触者	濃厚接触者として感染症予防法44条の3第2項に基づき外出自粛要請を受けた場合は、その期間中は出勤を自粛する。(濃厚接触者として検疫法第16条第2項に基づき措置を受けた者は停留)	特別休暇(1)

(1) 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第17条第1項第16号(天災地変その他の非常災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合)に基づく特別休暇

#### (3) 感染者等の報告

新型インフルエンザ発生による業務への影響を把握するため、下記により

感染者等の報告を行う。

職員は、上記（２）の理由により休暇を取得する場合は、所属長に報告する。

所属長は、休暇内容を「新型インフルエンザ感染状況報告書」に記入する。  
各部局は、部局内の「新型インフルエンザ感染状況報告書」をとりまとめ、人事企画課に提出する。

摘要欄には、下記の内容を記載すること。

職員本人が感染した場合	「新型インフルエンザ本人感染 (発症日 月 日)」
職員が感染者の濃厚接触者である場合	「新型インフルエンザ濃厚接触者」

#### 4 職場における感染防止の徹底

##### (1) 職場での感染防止策

感染者との接触機会の低減

- ・ラッシュ時の通勤および公共交通機関の利用を回避するため、早出遅出勤務制度を活用した時差出勤、自転車・徒歩出勤を奨励する。
- ・不急の出張、外出を避け、不特定多数の者が集まる場所には極力行かないことを徹底する。
- ・庁舎内では、エレベーターなど閉鎖された空間を極力避ける。
- ・対面の会議を避ける。(会議、研修等の中止または延期、電話・FAX・E-mailの活用など)
- ・来庁者が立ち入るスペースを限定する。対応者はマスクを着用し、相手との距離を保つ。
- ・職員が集中しないよう食堂における食事時間に時差制をとる。

手洗い・手指消毒

- ・登庁時および外出先からの帰庁時には、石鹸を使った手洗いとうがいを徹底する。
- ・来庁者に対しても、庁内における手洗いとうがいの協力を依頼する。
- ・手洗いの後、速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指消毒も励行する。

咳エチケット

- ・咳やくしゃみの症状が出た職員は、マスクの着用やティッシュなどで口や鼻を押さえる等の咳エチケットを徹底する。
- ・来庁者に対しても咳エチケットの協力を依頼する。

職場の清掃・消毒

- ・ドアノブ等多数の人が手を触れる場所の清掃・消毒を行う。

職員、家族の健康管理

- ・職員の体調を所属で管理する。(出勤前や職場での体温等健康状態について把握する。)
- ・家族のインフルエンザ様症状により職員が休暇をとった場合は、家族(患者)との接触は極力減らし、手洗いとうがいを励行し、感染予防に努める。

## (2) 職場で発症者が出た場合の措置

### 発症者への対応

- ・発症者にマスクを着用させ、発熱相談センター（各健康福祉センターに設置）に連絡し、センターの指示に従い医療機関を受診する。

### 対人距離の保持

- ・座席の配置を変更する。（レイアウトは変えずに1つ置きに座る、距離を2m程度保つなど）

### 職場等の清掃・消毒

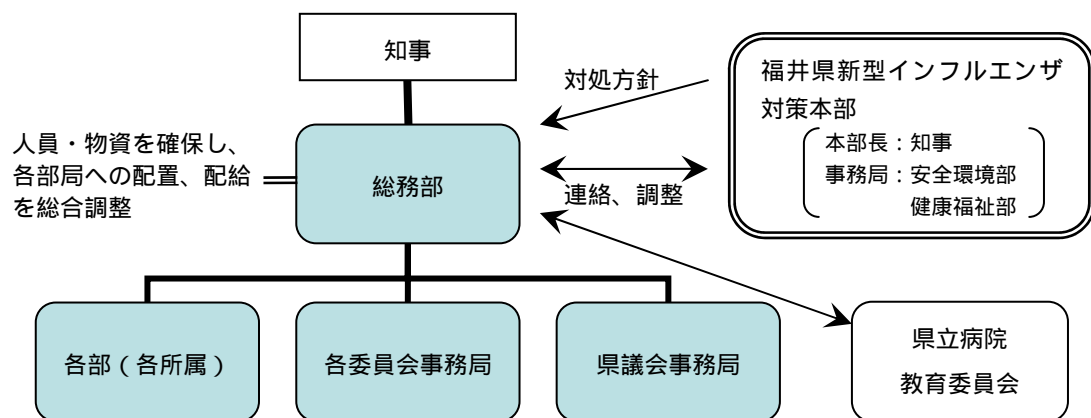
- ・職員は、職場内で発症者が出た場合、飛沫が付着した可能性がある箇所を消毒する。

## 業務継続計画の実施

### 1 業務継続計画の実施体制

本計画は、新型インフルエンザ対策本部が決定する対処方針に基づき、同本部と総務部が連絡調整を行いながら実施する。

実施体制イメージ図



### 2 業務継続計画の実施

#### (1) 計画の発動

福井県新型インフルエンザ対策本部長（以下、「県対策本部長」という）の決定に基づき、この計画に基づく以下の対応を順次開始する。

- ・ 2の業務の分類に基づいた一般継続業務以外の業務の縮小、中断
- ・ 2の人員確保計画に基づく人員の調整

なお、計画の発動時期については、原則として第二段階（県内および近県発生早期）に至った段階とするが、県対策本部長は、新型インフルエンザの特性や発生状況を踏まえ判断するものとする。

(2) 発生段階ごとの具体的な対応

事前に整理した業務分類により対応する。なお、発生段階別の対応は別紙3のとおり。

(3) 通常体制への復帰

原則として、第四段階（小康期）に至った段階で、県対策本部長の決定に基づき、通常体制へ復帰する。

## 業務継続計画の維持・管理等

### 1 教育・訓練

- ・職場における感染防止策について、職員に対する教育・普及啓発を行う。（新型インフルエンザの基礎知識、職場で実施する感染防止策の内容、職員や家族が発症した場合の対応等）
- ・新型インフルエンザ発生時に業務継続計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を行う。
- ・通常のインフルエンザに感染した場合においても、休暇を取得し医療機関の診察を受けるなど、感染拡大予防の習慣を励行する。

教育・訓練の例

- ・新型インフルエンザの基礎的情報や感染拡大防止について認識を高めるためのパンフレット等を配布する。
- ・業務継続計画について認識を高めるための説明会を実施する。
- ・継続業務の引継ぎを円滑にするため、代替職員に対し業務内容を事前に説明する。

### 2 点検・改善

業務継続計画の内容をより効率的なものにするため、各所属において以下のとおり点検、改善を行う。

(1) 点検を実施する時期

- ・毎年度の人事異動に伴う事務分掌作成や事務引継ぎの際
- ・第四段階（小康期）

(2) 点検するポイントの例

- ・一般継続業務とすべき新たな業務はないか。
- ・業務未経験の職員であっても業務を実施できる程度に業務マニュアルが分かりやすいものとなっているか。また、業務マニュアル作成後に業務内容が変更になった箇所はないか。
- ・代替職員として確保していた職員のポスト等が無くなっていないか。

### 3 計画の改訂

この計画の実効性を維持向上させるため、新型インフルエンザの特性、国や県の新型インフルエンザ対策行動計画、各省庁の業務継続計画の内容および今後の状況の変化に応じ改訂する。

(別紙1)

新型インフルエンザ対策業務の主なもの

所属	主な業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報媒体の活用</li> <li>・報道機関との連絡調整</li> <li>・県庁(出先機関を含む。)の業務継続計画の実施</li> <li>・生徒・学生等の感染防止策徹底の要請(他課の所管を除く。)</li> <li>・生徒・学生等の罹患状況等の情報把握(他課の所管を除く。)</li> <li>・学校等への活動縮小、臨時休校および再開の要請(他課の所管を除く。)</li> <li>・市町の業務継続計画策定の支援</li> </ul>
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関への感染防止策の要請</li> </ul>
安全環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県新型インフルエンザ対策本部事務局の運営総括</li> <li>・消防機関との連携</li> <li>・原子力発電所その他関係機関との連絡調整</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県新型インフルエンザ対策本部事務局の運営総括</li> <li>・在宅要支援者に対する予防指導、生活支援および医療機関への搬送等の市町への要請</li> <li>・在宅要支援者の罹患状況等の把握</li> <li>・社会福祉施設等に対する感染防止策徹底の要請</li> <li>・社会福祉施設等との連絡調整</li> <li>・社会福祉施設等の利用者、職員の罹患状況等の情報把握</li> <li>・要保護児童等の支援(一時保護等)</li> <li>・保育所の休所および再開の要請</li> <li>・健康福祉センターとの連絡調整</li> <li>・発熱相談センターの運営支援</li> <li>・発熱外来の運営支援</li> <li>・まん延期における円滑な医療の提供</li> <li>・医療機関における人的被害の把握</li> <li>・公的医療機関、医師会、薬剤師会、医薬品卸業協会等との連絡調整および医療情報の提供</li> <li>・新型インフルエンザ患者の把握</li> <li>・患者および疑いのある者へのサーベランスの実施</li> <li>・積極的疫学調査の実施</li> <li>・医療機関に対する感染防止策徹底の要請</li> <li>・パンデミックワクチン接種の決定</li> <li>・水道事業者に対する情報提供および事業継続の要請</li> <li>・集客施設に対する感染防止策徹底の要請</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通状況の把握、必要量の確保、配分の調整</li> <li>・患者の同居者、濃厚接触者等への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与</li> <li>・医薬品、医療資機材等の調達および供給</li> </ul>
産業労働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン事業者への安定供給の要請</li> <li>・事業所等に対する感染防止策徹底および事業継続計画策定の要請</li> <li>・商工関係機関・団体との連絡調整</li> <li>・生活必需物資の安定供給の要請</li> </ul>
観光営業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在住外国人の罹患状況の把握と支援</li> <li>・外国人総合相談窓口の開設</li> <li>・外国領事館等との連絡調整</li> <li>・旅行者の罹患情報収集および支援</li> </ul>
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧の安定供給の要請</li> <li>・畜産物の風評被害の防止</li> </ul>
土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪検疫所等港湾関係機関との連携</li> <li>・フェリー事業者等に対する感染防止策徹底の要請</li> <li>・道路交通情報の収集</li> </ul>

(別紙2)

## 業務仕分け一覧表

この一覧表は、各所属における新型インフルエンザ発生時の通常業務の継続についての仕分けをもとに、主な業務をまとめたものです。

・継続する主な業務: 新型インフルエンザ発生時にも継続する業務です。発生状況等により、業務の実施方法などを工夫して縮小して継続する業務を含みます。

(計画 1「業務仕分け」における一般継続業務(A)および縮小業務(B))

・中断する主な業務: 新型インフルエンザまん延期には、業務を一定期間中断する業務です。

(計画 1「業務仕分け」における中断業務(C))

実際の業務の継続、縮小、中断に当たっては、時期や職員の欠勤状況等により、弾力的に運用します。

業務の仕分けは、新型インフルエンザの発生状況などにより、適宜見直します。

### 各部署に共通する業務

	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
各部署共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会関係業務</li> <li>予算要求、予算執行、決算</li> <li>職員の給与・旅費に関する業務</li> <li>栄典に関する業務</li> <li>庁舎等管理に関する業務</li> <li>文書収発に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種協議会・団体に関する業務</li> <li>各種統計調査に関する業務</li> <li>イベント、行事の開催に関する業務</li> </ul>

### 総務部

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
政策推進G	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策等の部内調整に関する業務</li> </ul>	
県民サービス室	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事・副知事に関する業務</li> <li>県民相談に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁舎の見学に関する業務</li> </ul>
広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関との連絡調整に関する業務</li> <li>新聞、テレビ等による広報に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報コンクールに関する業務</li> <li>他団体への県政情報提供に関する業務</li> </ul>
財務企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成に関する業務</li> <li>地方債に関する業務</li> <li>公共事業の評価に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業評価に関する業務</li> <li>財政調査に関する業務</li> </ul>
税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務電算処理システムの運用・維持に関する業務</li> <li>地方交付税資料に関する業務</li> <li>県税歳入予算・決算に関する業務</li> <li>課税に関する業務</li> <li>福井県地方税滞納整理機構の共同徴収に関する業務</li> <li>徴収困難案件、直接徴収案件の徴収に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県税事務所の指導監査に関する業務</li> <li>税務教育・税務広報に関する業務</li> <li>税外未収入金に関する業務</li> </ul>
県税事務所 (各県税相談室、嶺南 振興局税務部含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口収納、納税証明書の発行に関する業務</li> <li>県税相談に関する業務</li> <li>県税の賦課、減免に関する業務</li> <li>旅券発給業務(奥越・丹南県税相談室のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県税の徴収に関する業務</li> </ul>

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
財産活用課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁舎等の管理に関する業務</li> <li>・競争入札参加資格に関する業務</li> <li>・用品の発注等に関する業務</li> <li>・物品等電子調達に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有財産の売却、貸付に関する業務</li> <li>・県庁ホール、県庁広場の一般開放に関する業務</li> </ul>
人事企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の服務・進退、人事異動に関する業務</li> <li>・職員採用に関する業務</li> <li>・職員の給与等に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標管理、人事評価制度に関する業務</li> <li>・行財政改革に関する業務</li> </ul>
人材育成課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所に関する業務</li> <li>・公務災害の認定・給付に関する業務</li> <li>・共済年金、恩給に関する業務</li> <li>・共済組合に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修に関する業務</li> <li>・職員の健康診断、人間ドック、健康相談等に関する業務</li> </ul>
自治研修所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修に関する業務</li> </ul>
情報公開・法制課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書収発に関する業務</li> <li>・公文書公開請求に関する業務</li> <li>・個人情報開示請求に関する業務</li> <li>・条例規則等の審査に関する業務</li> <li>・県報に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書管理に関する業務</li> <li>・公益法人に関する業務</li> </ul>
文書館		<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的公文書、古文書の整理、目録作成等に関する業務</li> <li>・県史叢書の編集・発行に関する業務</li> <li>・講座、研修会、展示会に関する業務</li> </ul>
大学・私学振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私学経常費補助金の交付に関する業務</li> <li>・県立大学に関する業務</li> <li>・大学連携リーグに関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程、事業実施状況の確認</li> </ul>
市町村課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治資金規正法に関する業務</li> <li>・選挙の管理執行に関する業務</li> <li>・市町の起債に関する業務</li> <li>・地方交付税(市町分)に関する業務</li> <li>・住基法、住基ネットに関する業務</li> <li>・市町振興プロジェクトに関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の行財政に関する業務</li> <li>・選挙啓発に関する業務</li> <li>・地方分権の推進に関する業務</li> </ul>
男女参画・県民活動課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアに関する業務</li> <li>・配偶者暴力防止および被害者支援に関する業務</li> <li>・ふくい県民活動センターの運営に関する業務</li> <li>・NPO法人の認証に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民社会貢献活動に関する業務</li> <li>・男女共同参画の普及啓発に関する業務</li> <li>・女性活躍会議に関する業務</li> </ul>
生活学習館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性総合相談事業に関する業務</li> <li>・配偶者暴力被害者支援センターに関する業務</li> <li>・女性活躍支援センターの運営に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の普及啓発に関する業務</li> </ul>

総合政策部

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案要望等に関する業務</li> <li>・政策議論に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方再生、構造改革特区に関する業務</li> </ul>
電源地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源立地関係交付金の申請・執行業務</li> <li>・エネルギー研究開発拠点化計画推進方針策定等に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種交付金に関する業務</li> <li>・新エネルギーの推進に関する業務</li> </ul>
交通まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活バス路線の確保に関する業務</li> <li>・えちぜん鉄道、福井鉄道福武線に関する業務</li> <li>・公共交通機関総合情報提供システムに関する業務</li> <li>・公共交通機関の利用・整備促進に係る業務</li> <li>・カーセーブに関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺のまちづくりに関する業務</li> </ul>
新幹線建設推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸新幹線に関する関係機関との協議調整業務</li> <li>・建設促進同盟会に関する業務</li> <li>・並行在来線の各種会議に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸新幹線の広報等に関する業務</li> </ul>
情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティに関する業務</li> <li>・電算システムの運営、管理</li> <li>・行政情報ネットワーク等の運営、管理</li> <li>・ふくe-ねっと(電子申請サービス)に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報化のための普及啓発</li> <li>・システムに関する研修</li> <li>・ネットワーク機器の更新</li> </ul>
政策統計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施中の統計調査および緊急の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策に関する調査分析業務</li> <li>・左記以外の統計調査</li> </ul>
県外事務所(東京・大阪)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の窓口に関する業務</li> <li>・国会や国の機関との連絡調整業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県物産の紹介、宣伝および販路開拓等に関する業務</li> <li>・ふるさと納税、ふるさと帰住に関する業務</li> <li>・県人会の運営に関する業務</li> </ul>
嶺南振興局 県民サービス室 (若狭・二州)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に関する業務</li> <li>・旅券発給に関する業務</li> <li>・工事等の入札、契約に関する業務</li> <li>・観光振興に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種連絡会議の開催に関する業務</li> <li>・公共交通機関の活性化に関する業務</li> </ul>

安全環境部

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小)【A + B】	中断する主な業務【C】
政策推進G	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策等の部内調整に関する業務</li> </ul>	
県民安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者被害情報の収集・分析業務</li> <li>生活関連物資の価格監視等に関する業務</li> <li>物価対策および物価相談に関する業務</li> <li>交通事故相談所に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全安心まちづくりの普及啓発に関する業務</li> <li>交通安全に関する知識の普及に関する業務</li> <li>青少年愛護、育成に関する業務</li> </ul>
危機対策・防災課	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災、国民保護に関する業務</li> <li>広域応援体制に関する業務</li> <li>防災関連システム、防災情報ネットワークに関する業務</li> <li>救急救助業務に関すること</li> <li>高圧ガス、危険物類等の保安確保、指導に関する業務</li> <li>地域防災基地等防災拠点の整備に関する業務</li> <li>原子力の交付金に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織の育成に関する業務</li> </ul>
原子力安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所の安全対策に関する業務</li> <li>原子力関係会議に関する業務</li> <li>原子力関連計画に関する業務</li> <li>原子力の交付金に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の平常時の取組状況の確認に関する業務(平常時立入検査)</li> <li>原子力関連の調査・報告に関する業務</li> </ul>
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染緊急時対策、水質異常時対策に関する業務</li> <li>ダイオキシン類、化学物質対策に関する業務</li> <li>公害苦情処理に関する業務</li> <li>アスベスト対策業務</li> <li>土壌汚染対策、地下水質保全対策に関する業務</li> <li>環境基本計画の推進に関する業務</li> <li>地球温暖化対策に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発に関する業務</li> <li>環境マネジメントシステムの運用に関する業務</li> </ul>
循環社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間最終処分場対策に関する業務</li> <li>廃棄物処理施設等の許可に関する業務</li> <li>産業廃棄物不適正処理監視、行政指導等に関する業務</li> <li>廃棄物関連の行政処分に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄、産業廃棄物の実態調査に関する業務</li> <li>リサイクル推進に関する業務</li> </ul>
自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>クマ等による人身被害防止対策に関する業務</li> <li>自然公園の許認可および管理に関する業務</li> <li>有害鳥獣駆除に関する業務</li> <li>狩猟・捕獲許可に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然再生および里地里山の保全活用に関する業務</li> <li>自然保護思想の普及・啓発に関する業務</li> </ul>
消費生活センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品テストに関する業務</li> <li>消費者啓発に関する業務</li> </ul>
消防学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防職員・消防団員の教育訓練、安全管理に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練の基本計画策定に関する業務</li> </ul>

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小)(A+B)	中断する主な業務(C)
防災航空事務所	・緊急運航に関する業務	・場外離発着場等の整備に関する業務
原子力環境監視センター	・監視システムの管理運営、監視データの確認に関する業務 ・環境試料の定量・分析業務 ・インターネットシステムの管理運営に関する業務	・通信設備、電気設備の管理に関する業務 ・緊急時モニタリングの企画運営・調査業務
自然保護センター	・クマ等による人身被害防止対策に関する業務 ・傷病鳥獣の救護、飼育に関する業務	・観察の森の維持管理業務 ・研修会・体験学習の実施に関する業務
海浜自然センター	・展示魚類の飼育に関する業務	・研修会・体験学習の実施に関する業務

健康福祉部

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
政策推進G	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策等の部内調整に関する業務</li> </ul>	
地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康危機管理に関する業務</li> <li>災害救助法に関する業務</li> <li>生活保護に関する業務</li> <li>生活福祉資金に関する業務</li> <li>補助金、交付金に関する業務</li> <li>社会福祉法人、福祉事務所の指導監査に関する業務</li> <li>軍人恩給、特別弔慰金等に関する業務</li> <li>原爆被爆者に関する業務</li> <li>拉致被害者およびその家族の支援に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育等の普及啓発に関する業務</li> <li>保健、福祉関係職員等の研修に関する業務</li> </ul>
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス利用者の苦情相談に関する業務</li> <li>介護支援専門員の登録、更新に関する業務</li> <li>要介護認定に関する業務</li> <li>介護サービス事業者の指定に関する業務</li> <li>補助金、交付金に関する業務</li> <li>介護保険施設等の指導監査に関する業務</li> <li>保険医療機関の指導監督に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防等の普及啓発に関する業務</li> <li>要介護認定調査員等の研修に関する業務</li> </ul>
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置入院等に関する業務</li> <li>障害者からの相談に関する業務</li> <li>心身障害者扶養共済制度に関する業務</li> <li>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する業務</li> <li>障害児者特別手当に関する業務</li> <li>自立支援医療等に関する業務</li> <li>障害児施設措置費、給付費に関する業務</li> <li>障害福祉施設・事業所の指定・指導に関する業務</li> <li>補助金、交付金に関する業務</li> <li>障害者施設等の指導監査に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺予防、バリアフリーのこころ等の普及啓発に関する業務</li> <li>障害者相談支援等の研修に関する業務</li> </ul>
子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当業務</li> <li>児童入所施設措置費等に関する業務</li> <li>母子・寡婦福祉資金の貸付に関する業務</li> <li>補助金、交付金に関する業務</li> <li>保育所の指導監査に関する業務</li> <li>保育所の設置認可、運営に関する業務</li> <li>子育て応援に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ママ・ファースト運動等の普及啓発に関する業務</li> <li>子育てマイスター等の研修に関する業務</li> </ul>
医務薬務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療相談、医療安全業務</li> <li>災害、救急、へき地等医療対策業務</li> <li>医師、看護師等確保業務</li> <li>各種許可、試験業務</li> <li>医薬品等安全対策、血液確保対策業務</li> <li>陽子線がん治療施設建設・準備に関する業務</li> <li>補助金に関する業務</li> <li>医師等免許に関する業務</li> <li>修学資金に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AED、陽子線がん治療施設等の普及啓発に関する業務</li> <li>看護職員等の研修に関する業務</li> </ul>

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小)【A + B】	中断する主な業務【C】
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策業務</li> <li>・肝炎、難病、小児慢性疾患対策に関する業務</li> <li>・母子保健事業に関する業務</li> <li>・周産期医療に関する業務</li> <li>・補助金、交付金に関する業務</li> <li>・栄養士の免許等に関する業務</li> <li>・がん対策に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタボリックシンドローム対策等の普及啓発に関する業務</li> <li>・健康づくり等の研修に関する業務</li> </ul>
食品安全・衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業の許認可等に関する業務</li> <li>・食中毒防止、食中毒発生時の対応に関する業務</li> <li>・食の安全・安心危機対応に関する業務</li> <li>・狂犬病予防に関する業務</li> <li>・補助金、交付金に関する業務</li> <li>・飲食業、理容美容業等の生活衛生関係施設の監視指導に関する業務</li> <li>・食品衛生関係施設の監視指導に関する業務</li> <li>・食鳥処理場における食鳥検査の実施等の食鳥内の安全確保のための業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の適正使用等の普及啓発に関する業務</li> <li>・水道技術等の研修に関する業務</li> </ul>
健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談、給付(生活保護、各種手当等)</li> <li>・健康危機管理に関する業務(感染症、精神保健、食中毒、狂犬病、劇毒物等)</li> <li>・環境廃棄物対策に関する業務(廃棄物、公害関係等)</li> <li>・各種許認可業務(食品衛生、廃棄物、公害防止等)</li> <li>・社会福祉施設等の指導監査に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん予防等の普及啓発に関する業務</li> <li>・児童虐待防止等の研修に関する業務</li> <li>・食品衛生協会等の団体育成指導に関する業務</li> </ul>
総合福祉相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・女性・障害者に関する相談、調査、判定、支援等に関する業務</li> <li>・入所者の観察、指導等に関する業務</li> <li>・自立支援医療、補装具等の要否判定に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援従事者等の研修に関する業務</li> </ul>
こども療育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所療育(つくし園)に関する業務</li> <li>・外来診療、相談、訓練等に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所療育(つくし園、ひばり園、重心A型通園「オアシス」)に関する業務</li> </ul>
精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉相談業務</li> <li>・自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳審査に関する業務</li> <li>・精神医療審査会に関する業務</li> <li>・精神保健福祉の技術的指導・援助に関する業務</li> <li>・ストレス・ひきこもり・依存症対策に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康等の普及啓発に関する業務</li> <li>・ストレスセミナー、ストレスチェック等の研修に関する業務</li> </ul>
敦賀児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に関する相談、判定、治療等に関する業務</li> <li>・一時保護児童の生活、学習に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援従事者等の研修に関する業務</li> </ul>
和敬学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童の保健衛生等に関する業務</li> <li>・男子寮、女子寮の運営に関する業務</li> <li>・学習指導、体育指導に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠足等の各種行事に関する業務</li> </ul>
看護専門学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義、臨地実習に関する業務</li> <li>・学生の資格試験、進学、就職に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンキャンパス等の各種行事に関する業務</li> </ul>
衛生環境研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の試験検査に関する業務</li> <li>・食中毒の試験検査に関する業務</li> <li>・水質異常調査に関する業務</li> <li>・廃棄物の試験検査に関する業務</li> <li>・食の安全確保に関する調査研究業務</li> <li>・アスベストの監視・調査に関する業務</li> <li>・水質、大気等環境監視に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な調査研究業務</li> </ul>

## 産業労働部

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
政策推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急経済対策に関する業務</li> <li>・政策等の部内調整に関する業務</li> <li>・景気動向に関する業務</li> </ul>	
経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業経営安定特別相談窓口に関する業務</li> <li>・中小企業高度化資金、制度融資に関する業務</li> <li>・信用保証協会、信用補完制度に関する業務</li> <li>・貸金業に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の経営革新に関する業務</li> <li>・金融機関との情報交換に関する業務</li> </ul>
商業・サービス業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街振興組合連合会、中小企業団体中央会に関する業務</li> <li>・商工会議所、商工会、同連合会の許認可、指導に関する業務</li> <li>・大規模小売店舗立地法に関する業務</li> <li>・商業振興、中心市街地活性化施策の推進に関する業務</li> <li>・商店街の再生支援に関する業務</li> <li>・消費拡大に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業情報化支援に関する業務</li> <li>・街なかふれあいテント市に関する業務</li> </ul>
企業誘致課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敦賀港多目的国際ターミナルの管理運営に関する業務</li> <li>・企業立地促進補助金の執行に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致活動に関する業務</li> <li>・ポートセールスの推進に関する業務</li> <li>・産業団地の整備に伴う補助金執行に関する業務</li> </ul>
地域産業・技術振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地場産業振興に関する業務</li> <li>・採石計画の認可・指導に関する業務</li> <li>・知的財産の創出および活用に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代産業化エネルギープロジェクトに関する業務</li> </ul>
労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急雇用対策に関する業務</li> <li>・労働相談に関する業務</li> <li>・中小企業の人材育成に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の福祉施策に関する業務</li> <li>・技能検定に関する業務</li> </ul>
公営企業経営課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営企業の資金管理に関する業務</li> <li>・テクノポート福井に立地する企業との連絡調整に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨海工業用地等造成事業に係る工事等に関する業務</li> </ul>
電気課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業の経営および管理に関する業務</li> <li>・電気事業譲渡に関する業務</li> <li>・電力の受給・調定および電気料金に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電に関する業務</li> </ul>
水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受水者・市町等との連絡調整に関する業務</li> <li>・水道施設の設計施工および監督に関する業務</li> <li>・水道事業の補助金に関する業務</li> <li>・水道用水供給事業に係る土木施設の維持管理に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水利権の更新に関する業務</li> </ul>
計量検定所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査業務</li> <li>・主任計量者の試験および講習会に関する業務</li> </ul>	

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小)【A+B】	中断する主な業務【C】
工業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等からの各種依頼試験・依頼分析に関する業務</li> <li>・企業等に対する技術相談・技術指導に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究のうち、中断による影響の少ない研究に関する業務</li> </ul>
産業技術専門学院 (福井・敦賀)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練生の就職指導・相談に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練の計画・運営等に関する業務</li> </ul>
奥越発電管理所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備・土木設備の日常点検、修繕等に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業譲渡に係る資産調査、書類整理等に関する業務</li> </ul>
中島真名川発電制御所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給電に関する業務</li> <li>・発電所運転監視に関する業務</li> <li>・ダム取水設備の操作等に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業譲渡に関する業務</li> </ul>
滝波川第一発電所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム取水設備の操作等に関する業務</li> <li>・発電所の運転に関する業務</li> <li>・取水設備の点検および補修に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構築物・機械装置の修繕に関する業務</li> <li>・事業譲渡に関する業務</li> </ul>
福井臨海工業用水道管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水処理の運転操作に関する業務</li> <li>・取水・浄水施設の保守点検に関する業務</li> <li>・工業用水の水質維持に関する業務</li> <li>・工業用水使用者との連絡調整・立入検査に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路・配水池の点検に関する業務</li> <li>・工業用水の水質試験記録に関する業務</li> </ul>
水道管理事務所 (日野川地区、坂井地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道用水供給事業の運転操作、施設維持管理に関する業務</li> <li>・水道用水の水質検査に関する業務</li> </ul>	
テクノポート福井浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水処理の確保に関する業務</li> <li>・下水道使用者との連絡調整・検査指導に関する業務</li> <li>・工事の設計監理に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用者の書類審査に関する業務</li> </ul>

観光営業部

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
政策推進G	・政策等の部内調整に関する業務	
ブランド営業課		・ふくいブランドに関する業務
恐竜博物館		・資料の収集、保管、展示に関する業務 ・資料の調査、研究および刊行に関する業務 ・広報に関する業務
観光振興課	・旅行業に関する業務	・新ビジットふくい推進計画の推進に関する業務 ・観光客入込統計等調査に関する業務
ふるさと営業課	・Uターン就職支援センターに関する業務 ・ふるさと納税情報センターの運営に関する業務	・ふるさと住帰センター、回帰センターに関する業務 ・ふるさと納税のPRに関する業務
国際・マーケット戦略課	・旅券発給業務 ・海外で発生した事件等の情報収集に関する業務	・国際交流に関する業務

農林水産部

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小)【A + B】	中断する主な業務【C】
政策推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策等の部内調整に関する業務</li> </ul>	
農林水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>部内における危機管理の調整に関する業務</li> <li>中山間地域総合対策に関する業務</li> <li>公共工事の入札および請負契約に関する業務</li> <li>農地の権利移動・転用の許可に関する業務</li> <li>農作物の鳥獣害対策に関する業務</li> <li>公共工事の設計・積算および施行の基準に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>田舎暮らし体験交流事業に関する業務</li> <li>農振地域の変更等土地の利用調整に関する業務</li> <li>エコグリーンツーリズムに関する業務</li> </ul>
食の安全・安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に必要な食料等の生活物資の供給に関する業務</li> <li>農薬の適正使用に関する業務</li> <li>農林水産物の適正な品質表示に関する業務</li> <li>ふくいのエコ農業の推進に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トレーサビリティの推進に関する業務</li> <li>エコファーマーの認定に関する業務</li> </ul>
販売開拓課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産物の円滑な流通を確保するための業務</li> <li>農林水産物の流通情報に関する業務</li> <li>地産地消の推進に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特産ブランド品の販路拡大、広報宣伝に関する業務</li> <li>食育の推進に関する業務</li> </ul>
水田農業経営課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農作物の被害情報の収集および技術対策の提供に関する業務</li> <li>米・麦・大豆等の生産振興に関する業務</li> <li>農業経営体の育成・指導に関する業務</li> <li>農業共同組合等の検査に関する業務</li> <li>農業金融相談に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験研究の調整、報告および評価に関する業務</li> <li>農協の設立等に伴う認可に関する業務</li> <li>農業組合法人の指導に関する業務</li> </ul>
園芸畜産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜伝染病の防疫および衛生対策に関する業務</li> <li>肉、牛乳、鶏卵等の流通に関する業務</li> <li>農業共済団体の育成、指導監督に関する業務</li> <li>野菜の需給および生産出荷調整に関する業務</li> <li>新規就農者への支援に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業共済に関する業務</li> </ul>
水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港災害に関する業務</li> <li>水産振興戦略の策定に関する業務</li> <li>漁業調整および漁業管理、漁業取締および行政処分に関する業務</li> <li>水産物の安全安心確保に関する業務</li> <li>水産業の就業対策に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業共済に関する業務</li> <li>水産物の地産地消、販売戦略に関する業務</li> </ul>
県産材活用課	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林・林業活性化プランに関する業務</li> <li>松くい虫の防除に関する業務</li> <li>造林補助に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業の試験研究に関する業務</li> <li>住宅、公共事業における県産材利用に関する業務</li> </ul>
森づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>治山施設および林道の災害復旧事業に関する業務</li> <li>林業金融・税制に関する業務</li> <li>県有林の管理、森林保全に関する業務</li> <li>治山・林道事業の計画、執行等に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域森林計画の編成に関する業務</li> <li>森林組合等の検査指導に関する業務</li> </ul>

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小)【A + B】	中断する主な業務【C】
農村振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災事業に関する業務</li> <li>・災害復旧に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備事業の企画・調査に関する業務</li> <li>・土地改良区の指導・監督・検査に関する業務</li> </ul>
農林総合事務所 (嶺南振興局農業経営支援部、林業水産部、農村整備部、二州農林部含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業災害に関する業務</li> <li>・災害対応に関する業務</li> <li>・農林業の普及指導に関する業務</li> <li>・各種工事の執行に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材活用に関する業務</li> <li>・各種協議会の運営に関する業務</li> </ul>
農業試験場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業情報の企画および活用に関する業務</li> <li>・ふくいアグリネットの運営に関する業務</li> <li>・作物への水やり等圃場管理に関する業務</li> <li>・生産物の売払いに関する業務</li> <li>・農作物の普及指導に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究のうち、中断による影響の少ない研究に関する業務</li> <li>・体験型教室の開催に関する業務</li> </ul>
園芸試験場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作物への水やり等圃場管理に関する業務</li> <li>・生産物の売払いに関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究のうち、中断による影響の少ない研究に関する業務</li> <li>・園芸相談に関する業務</li> <li>・園芸教室に関する業務</li> <li>・園芸フェスタに関する業務</li> <li>・外部研究員の受け入れに関する業務</li> </ul>
畜産試験場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育している家畜の飼養管理に関する業務</li> <li>・畜産農家の技術相談に関する業務</li> <li>・乳牛の診断等に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究のうち、中断による影響の少ない研究に関する業務</li> <li>・家畜の飼養技術の指導に関する業務</li> <li>・ふれあいイベントに関する業務</li> </ul>
家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の伝染病予防や防疫および衛生対策に関する業務</li> <li>・動物薬事に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖管理技術の指導に関する業務</li> <li>・受精卵移植に関する業務</li> </ul>
水産試験場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗生産業務等魚介類の飼育に関する業務</li> <li>・魚海況予報、漁業資源調査に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究のうち、中断による影響の少ない研究に関する業務</li> </ul>
栽培漁業センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗生産業務等魚介類の飼育に関する業務</li> <li>・魚介類の種苗生産技術開発に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究のうち、中断による影響の少ない研究に関する業務</li> </ul>
内水面総合センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗生産業務等魚介類の飼育に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究のうち、中断による影響の少ない研究に関する業務</li> </ul>
越前漁港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理漁港等のパトロール実施および安全対策に関する業務</li> <li>・漁港漁場関係の工事等の実施・監督に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理漁港の海岸台帳整備に関する業務</li> </ul>
総合グリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示温室・遊具等の維持管理に関する業務</li> <li>・緑の相談所運営に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの教室の実施に関する業務</li> <li>・林業普及指導に関する業務</li> </ul>

土木部

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
政策推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策等の部内調整に関する業務</li> <li>予算の配当、令達に関する業務</li> </ul>	
土木管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業の許可等に関する業務</li> <li>競争入札参加資格審査に関する業務</li> <li>土木工事の設計積算に関する業務</li> <li>不良不適格業者の排除に関する業務</li> <li>土地収用法の施行に関する業務</li> <li>入札、契約制度、入札参加資格委員会等に関する業務</li> <li>設計積算および施工の基準に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地取引の規制、地価調査、地価公示に関する業務</li> <li>建設業団体の指導・育成に関する業務</li> <li>土木技術の調査、研究等に関する業務</li> </ul>
道路建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備計画、道路企画等に関する業務</li> <li>事業認定申請に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種同盟会等に関する業務</li> <li>路線の認定、変更、廃止の手続きに係る業務</li> </ul>
高規格道路推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道に関する関係機関との協議調整業務</li> <li>スマートICに関する関係機関との協議調整業務</li> <li>地域高規格道路に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高規格幹線道路等の提言活動および同盟会の運営に関する業務</li> </ul>
道路保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通規制に関する業務</li> <li>道路パトロールに関する業務</li> <li>特殊車両の通行許可に関する業務</li> <li>道路管理者以外の者が行う工事等の承認、指導に関する業務</li> <li>災害による維持の工事と交通確保に関する業務</li> <li>道路災害の復旧に関する業務</li> <li>道路占用の許可および指導に関する業務</li> <li>舗装、除雪事業に関する業務</li> <li>交通安全施設整備に関する業務</li> <li>雪みち情報ネットふくいに関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路利用啓発に関する業務</li> <li>防災総点検に関する業務</li> </ul>
河川課	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川、ダム施設の維持管理に関する業務</li> <li>河川総合情報システムに関する業務</li> <li>水防対応、災害対応等に関する業務</li> <li>災害復旧、改良復旧に関する業務</li> <li>水質事故の対応に関する業務</li> <li>河川に関する占用、使用許可に関する業務</li> <li>河川改修事業に関する業務</li> <li>ダム建設に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合治水対策等の調査計画に関する業務</li> <li>治水、利水および環境の調査研究に関すること。</li> </ul>
砂防海岸課	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応に関する業務</li> <li>砂防事業、地すべり対策、急傾斜地対策等の事業に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂警戒区域等の指定、管理に関する事務(急を要するものは除く)</li> </ul>
港湾空港課	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾、海岸にかかる災害・テロ対策に関する業務</li> <li>港湾、海岸、空港、若狭ヘリポートの維持管理に関する業務</li> <li>敦賀港、福井港の振興に関する業務</li> <li>施工中の港湾・海岸関係工事の進行管理等に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾区域、海岸保全区域に関する業務</li> </ul>
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告業の登録等に関する業務</li> <li>開発行為等の許可、指導に関する業務</li> <li>土地区画整理事業に関する業務</li> <li>福井駅付近連続立体交差事業に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観づくり推進事業に関する業務</li> <li>都市計画決定・変更に関する業務</li> </ul>
都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>九頭竜川流域下水道の維持管理に関する業務</li> <li>災害対応に関する業務</li> <li>街路および都市公園の整備に関する業務</li> <li>市町下水道の指導監督に関する業務</li> <li>九頭竜川流域下水道の整備に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の維持管理、道守活動の推進に関する業務</li> <li>県営都市公園の維持管理に関する業務</li> <li>汚水処理施設整備構想に関する業務</li> </ul>

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小)【A+B】	中断する主な業務【C】
建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地建物取引業法に関する業務(免許・更新等)</li> <li>・県営住宅に関する業務(点検・維持修繕、入居等)</li> <li>・建築士法、建築基準法に関する業務(免許等)</li> <li>・建築物の防災対策、違反防止対策に関する業務</li> <li>・地域優良住宅等の住宅に係る法律に関する業務(認定等)</li> <li>・住宅に係る各種支援事業に関する業務(耐震改修等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者居住安定確保法、建築リサイクル法、省エネ法等に関する業務(各種報告・届出受付等)</li> </ul>
営繕課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営繕工事の工程管理、進行管理、品質管理に関する業務</li> <li>・営繕工事の入札、設計に関する業務</li> <li>・県有施設の定期点検に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産品活用推進に関する業務</li> <li>・伝統的民家の普及促進事業に関する業務</li> </ul>
土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種許認可業務(道路等の占用許可、建設業の許可等)</li> <li>・行政パトロールに関する業務</li> <li>・建築確認、指導監督に関する業務</li> <li>・県営住宅の維持管理に関する業務</li> <li>・水防、災害対応に関する業務</li> <li>・各種工事の執行に関する業務</li> <li>・用地取得に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に関する調査</li> </ul>
雪対策・建設技術研究所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究に関する業務</li> <li>・自然再生に関する業務</li> </ul>
足羽川激特対策工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防に関する業務</li> <li>・工事の指導、監督、検査に関する業務</li> <li>・工事の入札等に関する業務</li> </ul>	
ダム統合管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流設備の操作、ダム監視に関する業務</li> <li>・ダム施設、設備の保守点検等に関する業務</li> </ul>	
ダム建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地、物件の補償に関する業務</li> <li>・ダム本体関連工事の監督に関する業務</li> <li>・工事等の入札に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム本体関連工事の調査、設計等に関する業務</li> </ul>
福井港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾施設の占有、使用許可および維持管理に関する業務</li> <li>・工事等の入札に関する業務</li> <li>・港湾施設保全対策に関する業務</li> <li>・港湾区域(水域含む)の監視に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾緑地の維持に関する業務</li> <li>・港湾事業、海岸事業の計画、調査に関する業務</li> </ul>
敦賀港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾施設の占有、使用許可および維持管理に関する業務</li> <li>・港湾事業(鞠山南多目的国際ターミナル)等に関する業務</li> <li>・工事等の入札に関する業務</li> <li>・港湾施設保全対策に関する業務</li> <li>・港湾区域(水域含む)の監視に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾事業、海岸事業の計画、調査に関する業務</li> </ul>
福井空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港の管理、保安、制限区域、維持補修等に関する業務</li> <li>・航空機の着陸承認に関する業務</li> <li>・福井航空気象観測に関する業務</li> <li>・空港の防災訓練の企画・実施に関する業務</li> <li>・空港利活用に関する業務</li> </ul>	
福井駅周辺整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高架側道、交差道路に関する業務</li> <li>・地元や関係者との協議調整に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連立事業関連用地交換業務に関する業務</li> <li>・鉄道施設の施設の設計、施工等の審査、監督に関する業務</li> <li>・埋蔵文化財調査に関する業務</li> </ul>

会計局

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計オンラインシステムの保守運用に関する業務</li> <li>・県費支出の審査に関する業務</li> <li>・国費の歳入歳出に関する業務</li> <li>・資金管理、歳入に関する業務</li> <li>・出先機関等の会計検査、審査事務の指導に関する業務</li> <li>・債権債務者の管理登録に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付団体の検査に関する業務</li> </ul>
工事検査課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事検査、工事成績評定に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良工事事業者表彰事業に関する業務</li> <li>・工事成績の公表に関する業務</li> </ul>

議会事務局

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長、副議長に関する業務</li> <li>・議事堂の庁舎管理に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の海外調査および国際交流に関する業務</li> <li>・他都道府県議会視察の受入れに関する業務</li> <li>・インターネット放送に関する業務</li> <li>・議場見学案内に関する業務</li> </ul>
議事調査課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議、各委員会等議会運営に関する業務</li> <li>・請願・陳情に関する業務</li> <li>・所管部局の政務調査および記録に関する業務</li> <li>・会議規則第120条に規定する協議等の場に関する業務</li> <li>・議員控室に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県政資料の企画編集に関する業務</li> <li>・視察に関する業務</li> <li>・各議員連盟、議会協議会等に関する業務</li> <li>・図書室に関する業務</li> </ul>

各種委員会

所属名	継続する主な業務(一部業務は縮小) [A + B]	中断する主な業務 [C]
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算審査に関する業務</li> <li>・例月現金出納検査に関する業務</li> <li>・住民監査請求に関する業務</li> <li>・定期監査に関する業務</li> <li>・外部監査に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査結果の報告、公表、改善措置状況の検証に関する業務</li> <li>・財政援助団体等の監査に関する業務</li> </ul>
人事委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事委員会の運営に関する業務</li> <li>・職員採用試験に関する業務</li> <li>・職員の給与に関する業務</li> <li>・職員の服務、分限、懲戒に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与および人事に係る統計に関する業務</li> </ul>
労働委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当労働行為の審査事件に関する業務</li> <li>・労働争議の調整事件に関する業務</li> <li>・個別的労使紛争のあっせん事件に関する業務</li> <li>・労使紛争に係る相談対応に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、公益委員会議に関する業務</li> </ul>

## 新型コロナウイルス発生段階ごとの対応

発生段階	各部門	各所属	職員個人
【前段階】 (未発生期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各所属の業務量を勘案し、必要に応じて部内の応援体制を検討</li> <li>部内での対応が困難な場合、総務部と協議</li> <li>業務継続計画の策定・見直し(総務部)</li> <li>各所属に対し、感染防止策などの情報の周知(総務部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当者の欠勤を想定した代替職員の指定</li> <li>専門的で経験が必要な業務の担当者が欠勤した場合の対応検討(経験者リストの作成等)</li> <li>業務マニュアルの整備、研修等</li> <li>決裁権者が欠勤した場合の意思決定ライン確保の検討</li> <li>感染防止のための業務実施方法の検討(対面を避け、電話等を活用するなど)</li> <li>必要に応じてマスク等の感染防護具を準備</li> <li>一般継続業務の実施に必要な業務を委託している業者に対し、業務継続の準備を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスに関する情報収集</li> <li>マスク、食料品等の備蓄</li> </ul>
【第一段階】 (海外発生期)	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員(家族)のインフルエンザ発生国等への渡航の有無を確認</li> <li>発生地域への渡航を自粛・延期</li> <li>海外派遣職員の健康確認(該当課)</li> </ul>	(同上)
【第二段階】 (国内発生早期:県外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>部内での職員応援の準備</li> <li>部局間の職員応援の準備(総務部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生地域への出張を自粛</li> <li>職員(家族)のインフルエンザ発生地域への訪問の有無を確認</li> <li>職員(家族)の健康状況確認</li> <li>感染防止策の徹底</li> <li>国内派遣職員の健康確認(該当課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止策の徹底</li> </ul>
【第二段階】 (国内発生早期:県内および近県)		<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の欠勤および新型コロナウイルス対策業務増の状況により、業務の縮小・中断を順次開始</li> <li>業務の縮小・中断状況の関係者への周知</li> <li>職員の感染状況の報告(各部政策推進Gを通じて人事企画課へ)</li> <li>感染防止策の徹底</li> <li>出張の自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人または家族が感染した場合)</li> <li>医療機関に相談・受診</li> <li>休暇取得</li> <li>感染拡大防止策の徹底(マスク着用、外出自粛)</li> </ul>
【第三段階】 (感染拡大期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染状況等により、必要に応じて部内での職員応援の実施</li> <li>必要に応じて、部局間の職員応援の実施(総務部)</li> <li>職員の感染状況の集約(総務部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の欠勤および新型コロナウイルス対策業務増の状況により、業務の縮小・中断を拡大</li> <li>業務の縮小・中断状況の関係者への周知</li> <li>職員の感染状況の報告(各部政策推進Gを通じて人事企画課へ)</li> <li>感染防止策の徹底</li> <li>出張の自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染予防策の徹底</li> </ul>
【第三段階】 (まん延期)		<ul style="list-style-type: none"> <li>段階的に縮小・中断業務を再開</li> <li>縮小・中断していた業務の再開状況の関係者への周知</li> <li>職員の感染状況の報告(各部政策推進Gを通じて人事企画課へ)</li> <li>感染防止策の徹底</li> <li>出張の自粛</li> </ul>	(同上)
【第四段階】 (小康期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画の見直し(総務部)</li> </ul>		(同上)